

**第3次いちかわハートフルプラン策定に向けた  
市川市自立支援協議会からの提案**

**【1】 相談支援部会**

**【2】 生活支援部会**

**【3】 就労支援部会**

**平成29年9月20日**

**市川市自立支援協議会**

## 【1】相談支援部会からの提案と課題

- ◎：計画に反映し、計画期間内に取組を開始
- ：計画に反映し、取組を検討
- ・：市川市における課題

### 1 市の相談支援

- ◎相談受付の窓口の障害者支援課への一本化
- ◎基幹相談支援センターの拡大・拡充
  - ・どこにいったら相談できるかわかりにくい現状
  - ・基幹相談支援センター「えくる」や中核地域生活支援センター「がじゅまる」における、相談終了にならない方の滞留の多さ
  - ・サービスに繋がりにくい人への支援のあり方
  - ・基幹相談支援センターの評価機能の位置づけ

### 2 計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援

- ◎計画相談の周知・普及や連携の必要性
- ◎当事者、事業者、行政の三者が満足できる仕組みの構築の必要性
  - ・計画相談が認知されていない、定着していない
  - ・計画相談を受ける際のトリアージの仕方の難しさ
  - ・相談支援事業所数の不足
  - ・相談支援専門員の絶対数の不足・専従職員の少なさ
  - ・計画相談支援事業所間のバラツキ（受けている件数等）
  - ・計画相談支援に係る報酬単価の低さ
  - ・セルフプラン率の高さ
  - ・計画相談支援事業所とその他の相談機関の役割分担の明確化

### 3 就労に関連した相談

- ・相談支援体制の確立と就労支援の促進がリンクしていない（就労するとサービス利用がなくなり、計画相談支援が外れる現状）
- ・就労している人の生活支援への対応
- ・就労の定着支援の定義の見直す必要性（これまでは職場で上手くいくように→今後は生活全般が上手くいくように）
- ・雇用率に算定されない（週1~2回程度で短時間での労働）人への対応
- ・ニーズはあっても支援にあてはまらない人が障害者就労支援センター「アクセス」や障害者就業・生活支援センター「いちされん」に滞留している現状

### 4 権利擁護

- ◎後見センターの創設（親族後見人へのサポート）

### 5 サービスや社会資源について

- ◎移動支援の利用の柔軟性・対象者の拡大（突発的な利用、通学、実習や送迎での利用・身体障害者の基準の緩和）

- 地域で暮らしていくためのサービスなどの社会資源の充実
- 市レベルにない社会資源との連携の必要性
  - ・サービスの受け皿の少なさ（居宅介護・グループホーム・短期入所・移動支援）
  - ・重度心身障害児者や医療的ケア児・者への対応ができる事業所の少なさ
  - ・地域生活支援事業の利用に柔軟性が欲しい
  - ・地域活動支援センターを併給できる雰囲気

## 6 住まい

- ・保証人がいない人の住居確保
- ・住み続けるための支援の必要性

## 7 連携

- ◎行政における所管間（障害と教育や高齢）の連携ができる仕組みづくり
- ◎学校や関係機関との協議の場の設置
- ◎障害と高齢の連携の必要性や役割分担の明確化
- ◎介護分野との連携強化（ショートステイや通所でのハードの共有）
- 介護分野に対する大人の発達障害の理解促進や普及啓発
- 地域住民との連携や協働
  - ・警察との連携や自殺未遂者への夜間・休日対応

## 8 高齢化

- サービスの利用に上手く繋がらない人への支援
- 手帳所持者や介護者の年齢層での人数把握
  - ・老老介護、老障介護の問題
  - ・地域生活支援拠点と絡めて、地域で暮らしていくための具体的な方策が必要

## 9 その他の課題

- 地域でのリハビリテーションの推進
- 福祉教育の推進
- 引きこもりや虐待の掘り起こしに繋がるコミュニティーナースの取組を補助金や委託により事業化
  - ・情報アクセシビリティの弱さ
  - ・災害発生時や発生後の支援の仕組みの構築
  - ・研修開催の際の会場確保への支援
  - ・中途障害による、失職のリスクの高さ
  - ・経済的に問題を抱えている人へのフォローの必要性
  - ・障害児福祉計画と障害福祉計画の連動性の確保
  - ・障害者の概念を再定義する必要性（手帳所持者→支援が必要な人）

## 【2】生活支援部会からの提言

「このまちで共に生きる」を実現するため、生活支援部会として「地域生活支援拠点」の整備を中心として下記を提言します。

自立支援協議会においてご協議いただき、市に対し提言していただきますようお願い申し上げます。

尚、障害者計画に反映し期間内に実施すべき最優先項目は◎、優先項目は○、課題として取り組むべき項目は□としております。

### 記

#### I. 平成32年度末までに地域生活支援拠点（以下「拠点」）をスタートすること ◎

（1～5は、拠点の機能として国が位置付けているものです。）

##### 1 相談

- ・拠点と基幹相談支援センターが有機的な連携を取れる体制とすること

##### 2 体験の場

- ・宿泊体験の場の重要性を認識すること
- ・地域生活支援事業の安心生活支援事業等の事業を活用すること

##### 3 緊急時の宿泊

- ・支給決定のない場合も想定し、短期入所以外の資源の活用がはかれるよう、空床確保の経費・待機人員の人件費の保証をすること

##### 4 人材の確保育成

- ・「相談」「コーディネート」「宿泊」に対応できる人材を、分野の偏りなく確保・育成できるように、市全体の取り組みとして位置付けること
- ・法人等が協働し、継続的・計画的に拠点に携わる人を出せる仕組みを構築すること
- ・人材が定着するよう、従事者を支える仕組を構築すること

##### 5 地域の体制作り

- ・拠点には専従のコーディネイターを置くこと
- ・拠点の宿泊を担うところについては、夜間体制を取れるようにすること
- ・グループホームの開設を計画的に行い、運営について手厚い支援を行うこと
- ・高齢化・重度化に対応できるよう、移動支援の時間数を増やす、利用条件の緩和など柔軟な運用をはかること
- ・地域包括ケアシステムを見据え、他制度等との連携を意識した体制作りを目指すこと

## II. 全体に関すること ○

1. 基幹相談支援センターの充実（当初目標としていた3ヶ所の設置）
2. 人材確保・定着・育成については、「研修」等を事業化し予算の裏付けをはかること
  - ・市内・県内の大学や福祉系の養成機関との連携を充実させる取り組みを明記すること
  - ・人材に関する中長期にわたる具体的な計画を立て、実施すること
    - 例：専門スタッフを養成する指導者を作ること
  - ・人材を支える仕組の構築をすること
    - 例：SVの仕組作り、事業所ごとに得手不得手があることを踏まえたもの
  - ・ピアスタッフ（ピアサポーター）の育成、定着支援、研修の仕組み作りに取り組むこと
  - ・権利擁護者（アドボケーター）の育成に取り組むこと
3. 啓発
  - ・市川の福祉を伝えるポップな総合パンフレット作り
  - ・義務教育との連携

## III. 各連絡会、会議等から上がった課題 □

- ・送迎体制の確立（継続）
- ・南部地域の事業所の計画的開設（継続）
- ・車椅子・ベッド等そのまま利用できる日中の場の整備（継続）
- ・本人の高齢化対策
  - 共生型サービス（介護保険事業の併設） バリアフリー化 スタッフ養成
- ・市川市家賃補助制度の継続
  - 日中事業所の継続運営、新規立ち上げの推進の為
- ・医療との連携・協働の推進（とりわけ医療的ケア・精神障害分野）
- ・地域移行（退所・退院後）（社会的ひきこもり含む？）を支える資源作り
  - 外泊体験の場、一定期間集中して体験・訓練できる場、宿泊型自立訓練
- ・緊急で避難できる場、寂しさから逃れる場、夜間～早朝独りにならない居場所作り

以上

## 【3】就労支援部会からの意見

### 『障害者雇用に関して』

:平成30年4月1日から、障害者の法定雇用率が2.2%に引き上げ（更に平成33年4月までには、更に0.1%引き上げ）となる。

- ◎：計画に反映し、計画期間内に取組を開始
- ：計画に反映し、取組を検討
- ・：課題

### 1 就職後の定着支援について

- ・支援者のマンパワーの限界のため、ケースへのフォローが低下している。
- ・仕事以外の相談等、これまで想定していなかった定着支援の負担が増加している。
- ・一般就労により、福祉サービスが途切れてしまう。

### 2 就労以外の相談の増加

- ・仕事以外（家族の高齢化に伴う介護問題等）の相談が増加している。

### 3 場の必要性

- ◎仕事後に立ち寄れる場所、ニーズをすくい上げる場所が必要となる。
- ◎職場内・職場外での当事者同士の支え合いのための場所が必要となる。

### その他

- ・一般就労により福祉サービスが途切れることとなり、就労支援機関と相談支援機関との連携の在り方・役割分担の明確化が必要となる。